

船舶事故等調査報告書

平成24年10月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012神第62号	
事故等種類	運航不能（機関損傷）	
発生日時	平成24年2月19日 00時30分ごろ	
発生場所	石川県志賀町赤崎漁港北北西方沖 志賀町所在の能登赤崎港防波堤灯台から真方位352° 3.8海里付近 （概位 北緯37° 13.8′ 東経136° 39.8′）	
事故等調査の経過	平成24年6月8日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	漁船 ^{たくえい} 拓栄丸、6.6トン	
船舶番号、船舶所有者等	IK2-5566（漁船登録番号）、個人所有	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	クラッチ損傷	
事故等の経過	<p>本船は、船長ほか1人が乗り組み、赤崎漁港北北西方沖において、かけ回し式沖合底びき網漁の操業中、船長が標識を船尾から回収しようとしたところ、平成24年2月19日00時30分ごろ同標識に接続されたロープ（以下「本件ロープ」という。）をプロペラに巻き込んで航行不能となった。</p> <p>本船は、僚船に救助を依頼して志賀町富来漁港にえい航された。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 東北東、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 下げ潮の初期</p>	
その他の事項	本船は、点検の結果、プロペラ及びプロペラ軸に損傷はなかったが、クラッチの損傷が判明した。	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、赤崎漁港北北西方沖で操業中、船長が、標識を回収するために同標識に接近する際、風による圧流を考慮した操船を適切に行わなかったことから、本件ロープをプロペラに巻き込み、クラッチが損傷して運航不能になったものと考えられる。</p>
原因	本インシデントは、夜間、本船が、赤崎漁港北北西方沖で操業中、船長が風による圧流を考慮した操船を適切に行わなかったため、本件ロープをプロペラに巻き込んだことにより発生したものと考えられる。	
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロペラにロープを巻き込まないように操船すること。 	